



「人・農地プラン」について



「人・農地プラン」は、農業の後継者不足や耕作放棄地の増加など地域が抱える「人」と「農地」の課題解決のため、今後の地域農業のあり方などを農業者の皆様と検討し解決を目指す計画です。

「人・農地プラン」では次のことを定めています

- ・ 今後の地域の中心となる経営体
- ・ 農地中間管理機構の活用
- ・ 今後の地域農業のあり方
- ・ 将来の農地利用のあり方
- ・ 近い将来農地の出し手となる者と農地

このプランは、毎年見直しを行うこととしており、平成29年度は、「農業の安全」を主なテーマとし、5地区でワークショップを開催しました。また、平成30年3月20日に「人・農地プラン」検討会（構成員：認定農業者、大規模法人経営者、女性農業者、認定新規就農者、指導農業士、札幌市農業協同組合、札幌市）を実施し「地域の中心となる経営体」などについての見直しを行いました。

＜人・農地プランの概要は、下記のホームページで公表しています。＞

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keieisienn/plan.html>

「人・農地プラン」に位置づけられると以下の支援を受けることができます。

●経営体育成支援事業

（農業用機械・施設等を導入する際、融資残について補助金を交付（上限は事業費の3/10））

※経営改善を目指す方

- ＜主な要件等＞
- ①単年度で完了すること。
 - ②事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
 - ③機械・施設は、耐用年数が概ね5年以上20年以下であること。
 - ④軽トラック、パソコン、倉庫等農業以外の用途に容易に利用できる汎用性が高いものでないこと。

●スーパーL資金の金利負担軽減措置（当初5年間無利子化）※認定農業者に限る

●農業次世代人材投資資金（経営開始型 ※年間150万円、最長5年間）

※前年の所得額により変動

- ＜主な要件＞
- ①原則として45歳未満で独立・自営就農する方
 - ②認定新規就農者の方
 - ③「人・農地プラン」の中心となる経営体として位置付けられている方（もしくは位置付けられることが確実である方）または、農地中間管理機構から農地を借り受けている方
 - ④就農後の年間総所得（本給付金以外）が、350万円未満の方

問い合わせ先

札幌市農政部農政課企画担当係

Tel.011-211-2406